

公益社団法人福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(がん感染症疾病対策課・薬務課)

改正感染症法に基づく医療措置協定に係る事前調査（薬局）について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナへの対応を踏まえ、新興感染症の発生及びまん延に備えるため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 96 号）において、平時から、都道府県と薬局の間で、医療措置協定（医療提供体制の確保に関する協定）を締結する仕組みが法定化されました。

また、厚生労働省作成のガイドライン（感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン）において、都道府県が医療措置協定の協議及び締結作業を行うに当たっては、新型コロナの対応を念頭に、事前調査を実施するよう、調査項目等が示されたところです。

つきましては、医療措置協定の締結に向けて、新型コロナへの対応実績及び協定締結への意向について、下記の調査に御協力いただきますよう、貴会会員に対し、周知をお願いいたします。

なお、本調査の回答により、協定内容が確定するものではないことを申し添えます。

記

- 1 調査内容 「改正感染症法に基づく医療措置協定に係る事前調査票」【薬局用】
※ 調査票内の留意事項を御確認の上、回答をお願いします。
- 2 回答期限 令和 5 年 8 月 1 7 日（木）
- 3 回答方法 ふくおか電子申請サービス
・ 以下の URL 又は二次元コードから、入力をお願いします。
URL
<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=5dsr1WCv>
二次元コード

・ 入力時間に制限（約 1 時間）がありますので、あらかじめ回答作成の上、時間内に入力をお願いします。（データの一時保存は可能）
- 4 問合せ先 別紙のとおり（薬局の所在地別に設定）

5 備考

○ 基本的な考え方

- 医療措置協定においては、双方の合意をもって締結する予定です。具体的な進め方については今後、県感染症対策連携協議会や医療関係団体と協議を行いながら進めてまいります。なお、協定締結は、令和6年9月末までに完了を目指すこととしています。
- 想定する新興感染症は「感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症」を対象とし、各医療機関の機能や役割に応じて、対応時期（流行初期、流行初期以降）を分けて協定を締結する予定です。
- 新興感染症の発生時には、まずは感染症指定医療機関（感染症病床）を中心に対応し、対応により得られた知見等が、国から都道府県及び医療機関に周知され、協定を締結した医療機関の対応は、国（厚生労働大臣）による新興感染症の発生公表後となります。

<新興感染症対応の医療機関(入院)のイメージ>



① 感染発生早期（新興感染症の発生時から発生公表前）

感染症指定医療機関（感染症病床）を中心に対応

② 流行初期（新興感染症の発生公表後から3か月程度）

感染症指定医療機関に加え、協定締結医療機関（流行初期対応）を中心に対応

③ 流行初期以降（新興感染症の発生公表後から6か月程度）

感染症指定医療機関に加え、全ての協定締結医療機関で対応

- なお、実際に発生・まん延した感染症が、事前の想定と大きく異なる事態となった場合は、新型コロナへの対応を参考に、国がその感染症の特性に合わせた対応を判断します。

○ 事前調査

- 調査票については、新型コロナ対応において、様々な変化（変異株）に、その都度対応してきた実績を踏まえ、まずは新型コロナ対応での最大値の体制を目指すこととされており、新型コロナへの対応実績を念頭に回答をお願いします。
- 「流行初期」については、新型コロナ発生の公表後約1年後の規模に前倒しで対応することを目指すこととされているため、2020年12月の実績値を参考として回答ください。
「流行初期以降」については、新型コロナ対応で確保した最大値の体制を目指すこととされているため、2022年12月の実績値（最大値）を参考として回答ください。

【参考】本県の新型コロナ対応実績

2020年12月時点 確保病床数576床（うち、重症者用105床）、発熱外来数1,304機関

2022年12月時点 確保病床数2,024床（うち、重症者用217床）、発熱外来数2,081機関
自宅療養者等への医療の提供（医療機関1,000機関、薬局2,015機関、
訪問看護事業所47機関）、後方支援医療機関226機関、人材派遣数24人

- 回答に当たっては、平時の医療提供体制（院内感染の発生がなく、人員や物資等が不足していない）が確保できている前提で回答をお願いします。

6 参考資料

- ・ 感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン（令和5年5月26日厚生労働省作成）

URL

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230530G0010.pdf>

二次元コード



所在地	組織名	問合せ先
北九州市	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課 感染症企画係	TEL : 092-643-3596
福岡市		Email:
久留米市		kansenshou- kyoutei02@pref.fukuoka.lg.jp
筑紫野市、春日市、 大野城市、太宰府市、 那珂川市	筑紫保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 092-513-5584
古賀市、宇美町、篠栗町、 志免町、須恵町、新宮町、 久山町、粕屋町	粕屋保健福祉事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 092-939-1746
糸島市	糸島保健福祉事務所 保健衛生課	TEL : 092-322-5579
中間市、宗像市、福津市、 芦屋町、水巻町、岡垣町、 遠賀町	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 0940-36-6098
直方市、飯塚市、宮若市、 嘉麻市、小竹町、鞍手町、 桂川町	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 0948-21-4972
田川市、香春町、添田町、 糸田町、川崎町、大任町、 福智町、赤村	田川保健福祉事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 0947-42-9379
小郡市、うきは市、 朝倉市、筑前町、東峰村、 大刀洗町	北筑後保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 0946-22-9886
大牟田市、柳川市、 八女市、筑後市、大川市、 みやま市、大木町、広川町	南筑後保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 0944-72-2812
行橋市、豊前市、苅田町、 みやこ町、吉富町、 上毛町、築上町	京築保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 0930-23-3935